

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

### 上申書

(主張書面提出期限設定の要望)

平成26年9月11日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正明



頭書事件は、平成24年10月3日の第一回口頭弁論から数えて次回期日は第11回口頭弁論となる。

この間、原告らは順次主張書面を提出し、次回期日においてその主張をほぼ終える予定である。これに対し、被告は、反論らしい反論を行うことなくいたずらに期日を重ねるのみである。とりわけ、平成25年12月2日の進行協議期日において、裁判所から「被告は、原告らの第4、第5、第10、第14及び第15の各準備書面に対する認否、反論を優先して行われたい。」と具体的な訴訟指揮があったにもかかわらず、被告は第14準備書面に対する認否を行うのみで、その余については平成26年4月23日の進行協議期日において、「いずれも新基準の適合性に関わるものであり、被告が原子力規制委員会に新基準の適合申請を行う前に反論することは困難である。」との理由を挙げて反論を怠ってきた。

被告の挙げる理由は何ら理由とならないことを原告らはこれまでも進行協議期日

において指摘してきたところであるが、今般、平成26年8月12日付で、被告は原  
子力規制委員会に対し、適合申請を行った。そうすると、被告がこれ以上反論を遅ら  
せる理由は全くなくなったものである。

そこで、裁判所におかれでは、次回口頭弁論期日において、これまでの被告の訴訟  
遅延行為を十分に考慮した上で、被告の反論書面の提出期限を設定することにより、  
迅速な訴訟進行を図っていただけよう、ここに上申するしだいである。

以 上